



2013年8月6日 第2013-43号

【発行】 J A M

【発行責任者】 宮本 礼一

【編集】 政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

2014年4月1日から施行

産前産後休業期間中の社会保険料免除

2012年8月10日に「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が成立し、「産前産後休業中の社会保険料免除」を行うことが決まりました。（政策ニュース4号参照）成立時点では施行日が未定でしたが、2014年4月1日から施行されることになりました。

現在育児休業期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金）は免除されていますが、女性の場合、

産前産後休業が終了してから育児休業期間となるため、産前6週間（多胎妊娠は14週間）と産後8週間は社会保険料を支払わなければなりません。

保険料は労使とも免除されます。また保険料免除期間は、保険料納付済み期間と同様に扱われますので、厚生年金の受給資格期間や将来の年金額に反映されます。

2014年4月1日から施行

厚生年金基金制度の見直し

6月19日に厚生年金保険法改正法案が成立し、厚生年金基金制度は大きな見直しが行われます。（政策ニュース36号参照）6月19日時点では、施行日が未定でしたが、2014年4月1日から施行されることになりました。

これに伴い厚生労働省は、8月2日に「現時点における、厚生年金基金制度改正の具体的な内容についての考え方」をホームページで公表しました。

財政運営について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei02.pdf>

制度改正に伴う解散手続きの見直しについて

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei03.pdf>

施行までの主な予定

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei04.pdf>

寄せられたご質問と現時点の考え方

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei06.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei07.pdf>

積立不足及び解散に伴う母体企業の会計上・税務上の取り扱い

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/04.pdf>

参考資料

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/kousei/dl/kaisei05.pdf>